

産業建設委員会会議録

1 日時 令和6年5月9日(木曜日)
開会 午前 9時58分
閉会 午前10時57分

2 場所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	三上 周 治	副委員長	小西 利 一
	委員	太田 善 介	委員	荒木 将之介
	委員	深見 昌 宏	委員	小川 進 一
	委員	加藤 保 博		
(欠席)		なし		
(その他出席者)	副議長	高谷 幸 男		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村 佳 子	同次長	宇野 裕
同庶務調査係主事	柴田 美緒子		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島 邦 夫	政策監	難波 敏 文
総合政策部長	梅田 政 徳	政策調整課長	林 啓 二
財政課長	岡 真 里	産業部長	西川 茂
観光プロジェクト課長	赤木 郁 哉	観光プロジェクト課主幹	河原 睦 弘
観光プロジェクト課主幹	小嶋 善 邦		

6 調査事項及び報告事項その結果

調査事項

(1) 古墳の現状について(一丁ぐろ古墳群)

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

開会 午前9時58分

○委員長（三上周治君） ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項の（１）、古墳の現状について（一丁ぐろ古墳群）の調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） それでは、調査事項１の古墳の現状について（一丁ぐろ古墳群）を御説明申し上げます。

それではまず、資料の１ページを御覧ください。

こちらの図は、総社市内の国、県、市指定の古墳の位置図でございます。吉備文化発祥の地の一つであります本市には、岡山県内全域で約1万基ございます古墳のうち実に5分の1弱の約1,900基を数える古墳が存在しております。このうち、国の史跡に指定されている古墳が作山古墳とこうもり塚古墳の2基、また岡山県指定の古墳が一丁ぐろ古墳など4基、そして総社市指定の古墳が角力取山古墳など10基の計16基が、本市の歴史の正しい理解のために欠かせない学術上価値のあるものとして現在指定されております。

1枚お開きいただきまして、2ページを御覧ください。

秦地区の一丁ぐろ古墳群の位置図でございます。図中網かけしている範囲が一丁ぐろ古墳群となっております。丘陵の尾根上に築かれた前方後方墳2基、円墳14基、方墳22基の計38基で構成されております。また、その網かけしております中の太線枠で囲まれております一丁ぐろ1号墳から4号墳が、先ほど申し上げました岡山県に指定されている古墳となります。

一丁ぐろ古墳群につきましては、吉備郡史に記載されていることは以前から知られておりましたが、岡山県の植林事業をきっかけにその存在場所が平成22年に再確認されました。一丁ぐろ古墳群は断続的ですが、4世紀前半から7世紀後半までの幅広い時期の古墳が築かれておまして、図中の右上の茶臼嶽古墳や、図中の左側に記載しております風水古墳など周辺の古墳を含めると、秦地区内には60基以上の古墳が築かれておりますことから、古代吉備の国の地域史上重要視されているところでございます。

次に、3ページを御覧ください。

一丁ぐろ古墳群と周辺の主な古墳の調査状況を御説明いたします。

一丁ぐろ古墳群は平成22年に発見された後、その位置を特定するために尾根上を歩いて古墳の高まりや土器が落ちていないかなどを調べる分布調査を行いました。また、平成23年から平成25年にかけては、古墳の正確な位置や形を測るために測量のためのくいを打ち込んで、そこを基準として25cm間隔の地形図を作成する測量調査を実施しております。また、平成23年には一丁ぐろ1号墳から4号墳と6号墳、平成28年には15号墳の正確な形状や規模を確定するために、墳丘に幅2mの

溝、いわゆる試掘溝を設定して掘り下げる発掘調査を行っております。また、一丁ぐろ古墳群と同じ丘陵上で茶臼嶽古墳が平成26年に新たに見つかり、翌平成27年に発掘調査を実施いたしました。

このような経緯の中で、地元から一丁ぐろ古墳群の総社市指定史跡への申請がございまして、平成23年6月に一丁ぐろ1号墳が岡山県内2位、また岡山県南第1位の規模を誇る前方後方墳であることなどから、一丁ぐろ1号墳から4号墳が総社市の史跡に指定されました。

また、平成28年2月には、備中地域高梁川流域で貴重な大型前方後方墳であり古墳時代前期における吉備と諸地域との祭祀的、政治的関係を考える上で重要であるとのことで、一丁ぐろ1号墳から4号墳が岡山県の史跡に指定されております。

1枚お開きいただきまして、4ページを御覧ください。

史跡を指定するまでの手続を御説明いたします。

市の場合でございますが、まず市が遺跡を発掘調査まで実施いたしまして、遺跡の内容について詳細を明らかにいたします。その後、史跡としてふさわしい遺跡なのかを調べるため、周辺や類似した内容を持つ遺跡の再調査などを行い、歴史的な価値を確定させます。その価値を確定させた後、その遺跡が所在する土地の全ての所有者の史跡指定の同意が必要になります。これは、その土地が史跡に指定された場合、大きく土地を改変できない、あるいは改変するにしても勝手にできずに許可が必要になるなど、いわゆる開発行為に制限がかかり財産権などが侵害されるためでございます。このように土地所有者全員の同意を得た後に、土地所有者全員から史跡に指定してくださいという旨の申請書が市長宛てに提出され、市長は文化財保護審議会宛てに史跡指定についての諮問を行います。文化財保護審議会は市が調査した資料を参考にして、この遺跡が史跡にふさわしいかどうかの審議を行った後、市長にその可否の答申を行い、可能ならば市長はその答申に基づいて史跡に指定します。

最後に、資料にはございませんが、本市の文化財行政を取り巻く状況を御説明させていただきますと、近年の駆け込み戸建て住宅建設や新設される道路整備などの開発行為により、埋蔵文化財業務は増加の一途をたどっております。それらの業務量をカバーするためには多くのマンパワーを必要とします。特に平成5年度から継続して行っている鬼城山の整備事業には、県内でもトップクラスの費用、人員、時間を費やしているところであり、まずはこちらの事業を早期に完了させることが第一と考えております。それに加えて、今年度から作山古墳調査活用事業が始まろうとしております。こうしたことを踏まえ、一丁ぐろ古墳をはじめとした市内各地の発掘調査につきましては、まず本市の職員体制を充実させ、文化財保存活用地域計画を策定し、調査開始時期を見極めた上で計画的に実施することとし、古代吉備の貴重な歴史遺産として次世代につなげ活用していくため、そして多くの方々に親しまれるよう、地域振興の核として生かしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 説明ありがとうございました。すみません、ちょっと勉強不足なもので、基本的なところからお聞きしたいんですけれども、まずは指定をするしないという最終的なところだと思うんですけども、指定をすることによって例えば市が指定した場合、これを整備する、管理する等の義務というかそういうものが発生するのかどうかと、もしその場合、過去の事例でいんですけれども、予算規模はどの程度かかるのかということ、もし可能であれば教えていただけたらと思います。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） まず、史跡に指定された場合、市、国、県ございますが、そちらを整備するしないは、まずこの後、鬼ノ城整備委員会なんかを取り上げてみますと、学識経験者の方がおられまして、そちらの方の指導によりましてどういう整備をしていくか、どういう形の整備をしていけば、まず史跡のほうが保存、まず保存が第一ですので、保存されまして、保存された上に一般的な皆様に、市民の方、観光客の方に見せるために、例えばどういう構造物を、西門であるとか、それから遊歩道であるとか、そういうものを遺跡を壊さずに文化財に触れることができるかというような形で議論、検討されておりますので、そうしたことに伴いますと学識経験者の意見、また国・県、国の遺跡でしたら文化庁の意見もアドバイザーとして要ると思いますので、それを含めまして整備するしない、それから整備するにしてもどの程度の整備をしていくかというのはその中で決めていくような形になろうかと思えます。

それから、整備に伴います事業でございますが、先ほどと重複になりますけど、鬼ノ城であれば西門を整備するであるとか、版築土塁を整備するとか、そういったようなところまで行けばかなりの額が必要になってくると思えます。一方、市内で指定されている古墳、他にございますが、その場合そこまで整備をせずとも、指定をされてそのまま維持するためには下草刈りとか、簡単に壊れたところは埋め戻す等であるとか、それから倒木しかけているようなものが周辺の近隣の方に迷惑をかけるようなことがあれば、許可を得て伐採するであるとか、そういう形で保存に努めるような形でございます。予算規模は今手元に資料がございませんので、すみません。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 保存を第一として、そこから先は学識経験者等の意見により整備の度合いも変わるし予算も変わるということですね。了承しました。

先ほど市内に1,900基ほどの古墳があるというふうに冒頭お話を伺いましたけれども、この中でどこまで調査が進んでいるのか分からないんですけれども、正直担当課のほうでの経験というか見解で構わないんですけれども、現在指定されていないこうした古墳の中で指定相当と思われるようなものが実際どれぐらい1,900基のうちにあるのかということが、もし分かるようでしたら教えてください。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） まず、その1,900基と言われる古墳ですが、こちらは先ほどの一丁ぐろ古墳でいいますと1号墳から38号墳とかありますが、そういうふうな名前がついていないような、先ほど申しあげました分布調査です、それらしいところをこれは古墳じゃないかなというところを踏査して、こんもりした山があるのでこれって古墳じゃないかなというところも含まれますので、それでいいますと名前がついていないような古墳もございます。それを貴重かどうかというのは、基本保存という観点からそこを掘り起こしますと破壊につながりますので、基本はそっとしておく。ただ、外目に見た分布調査自体でもかなりこれは大きなものになるよというようなことがあれば、それについて先ほど申しあげました測量をし、場合によっては核心となるような部分を掘り返すことなく、周辺のほうを溝を切って2m間隔で、2mの幅で掘り下げていって、発掘調査ですね、そういうようなことをして、時代背景であるとか、それから大きさであるとか、そういったものを測っていっていくような調査をしますので、一概に調査に相当する古墳は何基かと言われますと、今は把握できていないのが実情でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） そうだと思います。なかなかこれ全てを把握するのは難しいと思うんですが、この資料1を見ている限り、指定されてる古墳自体はものすごくいわゆる高梁川の東部が多いんですけども、先日秦のほうで議員で行っている地域づくり協議会との意見交換会の中で、やはり東に集中していて、西のほうは指定がされていないという意見をいただきまして、それで今回調査に至っていると思うんですが、分布的には高梁川の西部ですとか北部には少ないものなんじゃないか。その辺の分布が分かるようでしたら教えてください。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 歴史背景を見ますと、岡山市の造山古墳であるとか、それから本市の作山古墳とか、大規模な当時の古墳の規模とかを見ますと、この資料1で見かけるような部分で大きいところはこちらのほうに集まっているんじゃないかなと推測されます。ただし、協同組合ウイングバレイの西団地を掘ったときも、開発するときも、そちらのほうにも複数製鉄の跡でありますとか古墳が見受けられておりますので、西のほうにないということはないかと思いますが、規模的には恐らく今分布してるような形が多いんじゃないかなと、これもあくまでも推測ですが、思います。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） さっき1,900基ぐらいと話が出てましたけど、一丁ぐろ古墳が4世紀から7世紀ぐらいまでの間というふうな。総社市の中の古墳等を含める文化財を今後どういうふうにしていかれようとしているのか、ただ単に言われたからこれを調査しなきゃ駄目ですよというふうにするのか、作山古墳のこともありますが、そういったことを総社市はどのように今後考えているのか、根本的なお話をお聞かせ願いたいんですけど、よろしくお願いします。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 先ほどもちょっと説明の中で申し上げましたが、文化財の保存活用地域計画というのが、国のほうからは各自治体においてそういう計画をつくっていきましようというようなことが推進されております。それをできますればつくって、市内の文化財の、一丁ぐろ古墳から先ほどの作山古墳とかいろいろありますので、それ以外の古墳以外もこれは幅が広くて建造物みたいなものもございまして、古墳以外の絵画や工芸品、それから民俗文化財などもございまして。それをトータルに含めた活用計画と申しますか、マスタープラン的なもの、そうしたものをつくり上げていって、その計画に基づいてここの遺跡とかについては順次調査をしていこうとか、指定していこうとか、そういうものが望まれているかと思いますが、現状は先ほど申し上げましたとおり今の建設ラッシュであるとか、それから既存の事業であるとか、そういったものに忙殺されておまして、なかなかそちらのほうまで手が回っていないというのが実情でございまして。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 最後に言われたお金の問題もそうでしょうし、文化財という大きなくくりの中で、私は文化のことに対して大変疎い議員なんで、そういうものを分かってないところがあるんですけど、ほかの方々は皆さん知っておられるかもしれんけど、要は総社市もこの吉備文化の歴史というものをある程度明らかにしていって、今の発掘とか市の文化財の指定にするとかというようなことも含め、これを今後つくり上げて例えば子どもたちに伝えていくとか、やってみましたよだけじゃなくって、何かそういう将来につながるようなこと、1,900基と言われていましたが、私は今初めて1,900基もあるんだなというようなことをお聞きしたんですけど、数字的には知っておられる方もおられたんかもしれんけど、この一丁ぐろ古墳もここ最近ですよ、ここ10年足らずぐらいの間で注目を浴びてきたところだと思うので、課長もいろいろ大変でしょうけど、これ観光のほうにするのか教育のほうに持っていくのかいろいろ考え方はあるんですけど、単なる文化財をいろいろ表にあぶり出していって、そこら辺を今後どういうふうにしていくのかと。お金がかかる話なので、将来的な展望もある程度お聞きしたいんですけど、どうなんですか、そこら辺は。質問が難しいかもしれないけど。

○委員長（三上周治君） 産業部長。

○産業部長（西川 茂君） ありがとうございます。なかなか難しいとは思いますが、大きく言うと二つかなと思っています、目的。一つは、先人たちが残してきたこの文化財を保護、残していくということが一つだと思います。それを後世に、委員おっしゃったように伝えていくことがこの目的だと思います。その中で、先ほど課長からも説明したように、どういうふうじゃあ伝えていくのを整備をして伝えやすいようにしていくかというのが文化財の活用計画というものになるかと思いますが、それによって自分たちが住んでいる地域の魅力を知っていただき、後世につなげていくことが一番の目的かなというふうに思っています。

○委員長（三上周治君） 深見委員、いいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） すみません、地元の議員なので、これを聞かなきゃいけないんですけども、もともと古墳とかって、ほかの市であれば教育委員会が仕切ったりするんですけど、観光プロジェクト課になってから史跡指定をした件数とかというのが分かれば教えていただきたいんですけど、どうでしょうか。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員おっしゃった教育委員会から市長部局に移行されたのが平成31年度からだと思います。その後に指定された古墳でいいますと、山手にあります宿小古墳になります。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） じゃあ結局、観光プロジェクト課でも史跡指定をされているということですね。私も地元から耳が痛くなるお話を聞かされておまして、今後結局地元としても指定をしてくれと言ってもなかなかしてくれないので、動きがあるのかどうかも分からないというところでアウンスも何もなかったようで、結構どうなっているのかという話もありますし、また地元としても地元を盛り上げるために古墳を使ってスタンプラリーをやったりとか、木の伐採であるとか遊歩道の整備だとか、地元がずっとやってまして、その辺がどういうふうにならされていくとか、市の方とか整備のことによって何かしら今地元だけでやっているようなことが軽減されるのかどうか、教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） まず、そちらのほう、なかなか一丁ぐる古墳群の発掘調査なり指定が進まないのはなぜかという御質問かなと思うんですけど、先ほど申し上げましたとおり戸建ての建設のラッシュとかございまして、市内でも至るところに住宅が建つ場合、地面を掘削します。その際には埋蔵文化財があると思われるようなところは、全部職員が立会に行ったり指導に行ったりするようなことがございます。ちなみにそれが平成30年度でしたら176件ございました。これは全て窓口に来て、それから電柱1本を立てるにしても、必要があれば職員が立ち会ったりします。それが令和5年度でいいますと260件以上になっておまして、ほぼ100件近く増えておまして、そういう業務を一つ捉えてみただけでもなかなかもう業務量が増えておまして、一丁ぐる古墳のほうまで手が回ってないというのが実情でございます。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） であれば、今現状として一丁ぐる古墳に関して言うと、このフローでいうとどこまで進んでいる状態で止まっているんですか。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 一丁ぐる古墳群についてのフローで、調査状況は資料でお示ししておりますとおりの3ページに記載しているままのような形になっております。

- 委員長（三上周治君） 太田委員。
- 委員（太田善介君） フローチャートでいうと、まだ1番目の遺跡の発掘調査等の実施で終わっているような状態ですか。
- 委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。
- 観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） フローチャート、4ページです、資料ですと。そこで言う一番最初の遺跡の発掘調査等というところが、先ほど申しあげました分布調査、測量調査を踏まえた上での発掘調査、ここまでできてやっこのフローチャートに載るような形になります。
- 委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。
- 観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） フローチャートの一番上でいいますと、例えば15号墳でいえば発掘調査が終わってますし、茶臼嶽古墳につきましても平成27年に発掘調査が終わってますんで、フローチャートでいう一番上の段階までには来ているということになります。
- 委員長（三上周治君） 太田委員。
- 委員（太田善介君） 調査状況によると、例えば6号は発掘まで終わってて、12号から14号、16号から22号に関してはまだまだ発掘がされてないとか、そういうふうな形で見ればいいんですか。
- 委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。
- 観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員お見込みのとおりでございます。
- 委員長（三上周治君） 太田委員。
- 委員（太田善介君） であれば、いろいろ問合せが多くて忙しいのは分かるんですけど、大体いいんですけど、今後のスケジューリング的な部分が、一丁ぐろ古墳に関して言うとどんな感じになるのかというのが、もし分かれば教えていただきたいんですけど。
- 委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。
- 観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員から今、一丁ぐろ古墳、茶臼嶽という古墳名も出ましたんで、茶臼嶽古墳の場合で申し上げますと、こちらのほう発掘まで平成27年にできております。この後、何が止まっているかといいますと、資料4ページの土地所有者の史跡指定への同意ですか、白抜き文字になっておりますが、そちらのほうで現在止まっているような形になっておりまして、それについても非常に多くの地権者がこちらにはございまして、そちらの方々の皆さんの同意を得なければ指定史跡にはできませんので、今現状はそういう形でございます。
- 委員長（三上周治君） 太田委員。
- 委員（太田善介君） 例えば史跡指定への同意をした場合、一切地権者の方はもう触れないような状態になるのでしょうか、その辺を教えてくださいませんか。
- 委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。
- 観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 一切というのが、地中です。要は地面下を掘削して何かをしようとした場合、いわゆる開発行為です、そういうようなことをする場合には貴重な財産な

んですが、例えば国の指定になったり県の指定になった場合でしたら、そちらのほうに許可が必要になりまして、恐らく掘ることに関しては過多に制限がかかるような形になると思います。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） すみません、何度も。今、一丁ぐろ古墳のところはもう山の中で大体分布してますけれども、そういうところで例えば地権者の方が見つからないのか、それとも地権者の方が嫌だと言われているのか、もしくはほかの問題があるとかというのが今分かればそれだけ教えていただけますでしょうか。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 周辺の、例えば分かりやすい例で言ったら、この資料にはないんですが秦の遺跡として金子石塔塚古墳がございます、金子池の近くに。そちらのほうは地元からも指定してほしいということで、地権者に当たってみました。市で調べまして、その所有者の方に郵送でこちらの遺跡の持ち主ですかと、登記簿上そうでしたので、しましたが、宛先人不明で返ってきました。地元の方が管理をしているので、その方たちについてわしらよう知っとなで市に教えてあげらあと言った別の方ですけど、そちらのほうにも当たってみました、所有者ではございませんでした。ということで、なかなか具体例でいいますと所有者自体も見つかりにくい、たとえ見つかったとしても相続がちゃんと行われてなかったら、それを遡って皆さんに同意をいただくというのは計り知れない事務量が発生するのでなかなかそこまでたどり着けないのが事実で、たどり着いたとしても先ほど申し上げましたいろんな財産に制限がかかりますので、何も得はないなというようなことをおっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。そうしますと同意が一つでも欠ければ、指定の申請にこぎ着けないというのが実情でございます。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） まさに空き家問題と同じようなことが起こっていると思うんですけども、これは結局、もうずっと史跡としては指定できない状態が続いてしまうという可能性もあるということですよ。はい、分かりました、ありがとうございます。

○委員長（三上周治君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） まず、重複するかもしれませんが、市が指定した場合、その地元の人、そして総社市民にとって何かメリットがあるのか。総社市にとって何がメリットとしてあるのか、地元の住民、もしくは総社市民にとって何かメリット、デメリットがあるのか。そして、市が指定した後、一丁ぐろ古墳の1号墳から4号墳は県も指定してますね。これは県のほうからそこを県の指定にしたほうがいいのか、市からあそこを県の指定にしてほしいと言ってるふうにしたのか。県の指定になったら、またそれが県の指定になったときにまた総社市にとってどれ

だけのメリットがあるのか、デメリットになるのか、地元の人にとってはどうなのか。今度国の指定もありますよね、作山古墳とかこうもり塚古墳。あれも国が指定した場合は一切もう県とか市は手が出せなくて、全て国の管理になってしまって、維持管理も全部国が予算とか全部出してくれるのか。市が指定の史跡にした場合はその維持管理も全部市が持つのか、地元はもう手放して全部お任せするというふうになるのか、そこら辺のことが私がちょっと分からないので、分かる範囲で答えていただければ。指定してくれ、指定してくれと言うぐらいだったら、そのメリットが十分あるのかなと思うんですけど。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） たくさん言われましたので、まず1点目のメリット、デメリットのところでございます。まず、メリットのほうは、恐らくそちらを発掘調査まで試みて、それが時代背景からいって市内で希少価値のあるものが遺物が出てきたとか、あるいは形が特殊であったとか、同じ形でも大きかったとかというのが市域の中で群を抜いていけば市指定史跡になります。それが同じような形で県のレベルなのか国のレベルかによって、市、県、国の指定の史跡になります。市の指定史跡になりましたら市なんですけど、逆です、国の指定史跡から漏れた分が県が拾える、県の指定が漏れた分が市が拾えるような形になっておりますので、市が指定した後には県だったら、そこは県の指定史跡で、市の指定史跡とは言えなくなります。

メリットというのは、その希少度が御自分が持っている土地がそういう学術的にも歴史的にも非常に価値があるものだということが認められれば、そこがメリットのような形になります。シビックプライドというか、市内にそういうものがあって、おらが祖先はとかというところになると思います。

それから、デメリットのほうは先ほどと重複になりますけど、遺跡というのは保存されないといけないということが、活用は最近出てきた考え方なので、あくまでも今の科学技術で掘り返してしまうと中が変色してしまったり壊れたりするので、基本は今まではもう保存保存の一点張りでした。なので、今の科学技術で掘り返しても保存できないような、例えば壁画だったら色が劣化してしまいますので、掘り返すことはタブーとされておりましたので、それによって今はそれだけじゃいけないので活用していきましょうというふうになりました。デメリットはその掘るということがいけないので、基本的には掘ることに対しては国なら国、県なら県、市でも一緒ですけど、それは破壊につながりますので、それはやめてほしいということでかなり強い制限がかかっています。なので、自分の土地なのに何で掘れないんだというようなことになりまして、そういったところがデメリットになると思います。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課主幹。

○観光プロジェクト課主幹（小嶋善邦君） 先ほど県の指定に上がるとか国の指定に上がる場合、市から上がるのか国から指定をなさいと言われるのかというようなお話だったと思いますが、基本的には史跡指定は申請制度という形のため、第一義的には土地所有者というものが史跡の

申請者になります。ただ、国とか県のほうからこの遺跡の学術的価値が高いよというような指導をいただいた上で、じゃあここは県レベル、国レベルの史跡にふさわしいよねというような指導をいただいた上で、そういう前提条件をもってどちらから上げるとか、基本的には下から上げるんですけども、上げるという形じゃなくて指導を受けた場合はもうすぐに市指定を飛び越えて県指定、国指定というような形で上げる史跡指定になる場合もございます。

あともう一点、管理のことについてお話があったと思うんですけども、管理というのはこういう指定された場合は管理団体というものを持たないといけません。その管理団体につきましては、どこでもいいんですけども、土地所有者が管理団体という場合もありますし、もう一つ市指定になったので市のほうで管理をするというような、管理団体になりますというような例もございます。この場合は土地所有者がどのような管理をするのかということも同意書をもらうときによく話をし、土地所有者の不利にならないような形で管理を行うようになると思われま。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） いろいろすみません、ありがとうございます。

そして、国の指定になると、例えば国の重要文化財だったら国宝みたいな形で一番ランクが上になりますよね。それから県の重要文化財、市の指定になったら市の文化財みたいになるんですけど、それはランクがあって、国の指定が一番トップということで一番重要だというランキングになるんですよね。総社市も今あまり言わないんだけど、文化・福祉において日本一を目指すみたいなスローガンを出してると思うんです。その文化ということを中心に押し出すのであれば、古墳がこんだけあって重要なものがいっぱい散在しているんだったら、行政としてその文化というのをどこに位置づけるかということで、今回これから先の施策も変わってくると思うんです。

ただ、例えば今いろんな一戸建てが何だかんだというて発掘がいっぱい出てきて手が回らんということになったら、一丁ぐろ古墳の開発の許可もなかなか進まないということで今聞いてますけど、それだったらもうそのところは排除して、こっちのほうに行ってしまうのか、それよりも市の財政として文化財の保護のほうにもっと力を入れて人員も増やして行って、それを前面に売り出して、例えば姉妹都市の茅野市のように仮面のビーナスとか裸のビーナスが出てきたら、それを国宝があるまちみたいな形で前面に売り出して観光のほうにつなげていくのか、そうじゃなくても、ここだけにはこんだけの遺跡があって、皆さんこういうもんが昔からあって総社市は立派なんですよというただ市民がプライドとして持っているだけの話になるのか。深見委員も言われましたけど、その辺を行政としてどっちの方向に活用していくのかなというのがあって、予算の絡みもあるから、それは市のトップの話かも分かりませんが、そこら辺が今後の取り組む姿勢になってくるんじゃないかと思うんです。ただいろいろ指定してくれとか発掘してくれと言われても答弁は多分同じような形になってくるから、市のそういうふうな取組姿勢だと私は思ってるんですけど。お答えは難しいかも分かりませんが。

○委員長（三上周治君） 答弁できますか。

(「そりゃ税金の使い方の話になる」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長(赤木郁哉君) 委員おっしゃるとおりでして、そちらのほうも私なかなか手が回らないというようなことを申し上げましたが、近年そういう面も踏まえまして市当局のほうも人の手当てをしていただいております。令和4年度1人、令和5年度1人、今年令和6年度1人、新規採用職員を、なかなか専門職でこれもなかなか求人しても集まらないんですけど、1人ずつではありますが増やしておりますので、手を抜いてるというわけではないんですけど、それが追いついていないと。ただ、そういう文化財は大事ですので、市としてもそれは放ってはおけないので、ちょっとずつは整えていって、そういうものをちょっとでも手がけていけるような形の体制を取るよう努めているところでございます。

○委員長(三上周治君) 小西副委員長。

○委員(小西利一君) 国民宿舎サンロード吉備路も新しい経営者になって、そこの活用をする中であの地域の古墳群がいっぱいあるんで、そういう興味がある人とかも全国にいっぱいいらっしゃると思うんで、それを売り出していって観光業につなげていくという方法もあるので、その辺の体制というか、そこら辺はやっぱりやっていったほうが良いと私は思うんですけど。

○委員長(三上周治君) 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長(赤木郁哉君) まさに委員おっしゃったとおりでございまして、教育委員会から市長部局の、しかも観光のほうにドッキングしたのは、恐らくそういうのが意図ではないかなと。総社市の観光地といいますと、やはり鬼城山であるとか備中国分寺であるとか宝福寺であるとか、史跡文化財が観光地として取り沙汰されておりますので、その部分を最大限發揮して観光にもつながるように、文化財も大切にしながらという形でやっていけたらなと思っております。

○委員長(三上周治君) いいですか。

(「取りあえず」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 他に質疑はありませんか。

小川委員。

○委員(小川進一君) 先ほど市の指定の史跡の一番新しいものは宿の小山古墳と、課長からお話があったんですが、産業建設委員会でも測量がほぼ完了した時点で現地調査に行きました。この古墳は非常に珍しい古墳だというふうにお聞きして、結構こんもりした山だけじゃなくもっと範囲が広がったと思います。その後、何か活用とかの面があるのかどうか、お聞きしたいんです。

○委員長(三上周治君) 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長(赤木郁哉君) 委員おっしゃいました宿小山古墳でございます。5世紀後半に築かれましたホタテガイ型の古墳で、周濠を含めた全長が約60mで、あの付近を代表するような古墳でございます。そちらの整備といたしましては、昨年案内看板を古墳の中に立てまして、そちらのほうで古墳の御紹介をさせていただいております。

今後できるかどうかあれなんですけど、あそこは非常に注目された古墳ですので、観光面でも活用を図っていただけらなと考えております。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） 非常に珍しい古墳ということアピールして、県道清音真金線からすぐ見える古墳なんで、もっとPRされたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員おっしゃるとおりホタテガイ型の珍しい古墳でありますので、何らか活用してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤保博君） 皆さん各委員がおっしゃったことなんで遡りますけど、随分以前は総社市は文化と歴史と緑と水とって、それを大々的に何十年も前から謳っているわけですから、以前は教育委員会の傘下に文化財保護課とか、何かもう我々が見てもあそこは特別なスペシャリストの人、学芸員の人なんかが集まってすごい研究されてやってくださってるんだろうなと思ってたのが、いつの間にか組織編成替えになって観光プロジェクト課の中にそれがどうやら溶け込んでるといふか混ざってしまって、ちゃんと専門的にやってるのかなということが少しはあったんですけど。

観光プロジェクト課の中にあるということは、その文化財、いろんなものを観光に生かしていこうという考えでもちろんやっておられるんでしょうけど、今までの話を聞いてると、建設をしているときに文化財が出るのを保護するのもそれは確かですけど、前からあったところ、それから今、一丁ぐろ古墳にしてもそういうところはもう並行してやってないと駄目でしょう。それでそこがちゃんとして観光に結びつくから観光プロジェクト課のはずなんですけど、マンパワー本当に大変だと思うんです。でも、建設ラッシュでその職員が皆そっちへ行って手つかずの状態に延び延びになっているのが今まで聞いたお話なんで、何か組織を変えて、全く古墳を中心とした文化財、そこだけ元へ戻してやる必要があるんじゃないですか。何かあったときにその人がみんなで行ってしまうとか、こっちはもうおざなりになって放っておいて、それじゃあ何のために観光プロジェクト課と連携してやっているのかなと純粹に思うんですけど。それを課長に言ったってかわいそうなんですけど。現実、今学芸員の方を増やしてくださると言っているのも分かるんですけど、今文化財のことで何人おられますか、職員。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 埋蔵文化財学習の館の館長も含めると、学芸員的には7名であります。

○委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） 役職ある館長とかというんじゃなくて、文化財、古墳があったら行くとか

調査に行くとか、さっき言われた建物を見に行くとか、そういう職員。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 失礼しました。専門職ですよね、発掘の。

（「建設現場があったら立ち合うとかという」と呼ぶ者あり）

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君）（続）ですから、それを含めて7名です。専門職が7人。

（「専門職が7人」と呼ぶ者あり）

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君）（続）はい。

○委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） その人たちが建設現場のところへ立ち会うわけですか。それでもう手いっぱい。

○委員長（三上周治君） 加藤委員、今日の所管事務調査からちょっと外れていっているのもう少し簡単に。

（「もうやめます」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 産業部長。

○産業部長（西川 茂君） 先ほどの観光の部分のお話なんですけど、やってないことはないんです。その中で、例えば御存じかどうか、SOJAぐるぐる古墳部とか、そういう観光のものをやったりとかという、あと日本遺産の協議会の中でも同じような観光にもつながる部分のようなことはやっておりますので、その点だけちょっとお伝えはしておきます。

○委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） やめますと言いましたが、それは大変よく分かってますから。ただちょっと言いたかったのが、マンパワー、職員が少ないのはもうそちらの責任ではないので、ただ職員が少ないので今の現場のこっちのことで手いっぱい、開発をこれからしていかなければならないところが手つかずになってるといところが問題なので、観光のほうに生かしていくんだったら、そっちのほうをもっともっと、それも副市長、政策監、いろんな意味を込めて。皆さんの意見を今日お聞きしたと思うんで、よくよく検討してやってください。

○委員長（三上周治君） 副市長。

○副市長（中島邦夫君） 係が教育委員会から市長部局のほうへ来ました。ただ、専門職はその当時からいったら、いつか人的には減ってございましたけど、ここ3年か4年ぐらい前から増やしていくようにしております。そして、作山古墳、こういったところへ調査に入るのも人数が5人か6人は増やさないといけないということなんで、そういうふうにしていきます。そして、観光プロジェクト課内へあるのはもう先ほどから言った観光面にもつなげていこうということにしておりますので、今後まだ具体的なことは協議はできておりません。ただ、美術館、博物館、これの建設も庁舎が終わったらそれにかかっていくということも議会の中でもお約束していると思いますので、そういった面からもこの古墳についても検討してまいりたいと思います。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 今観光の話が出たので、ちょっとお願いというか。秦の中でも秦歴史遺産保存協議会というのがありまして、古墳とかもいろいろスタンプラリーをしたりとか、観光に対してのPRも地元でやってるんですけども、ここに総社市の協力関係が全くないものですから、地元としてもあまりやってくれないよみたいな話を聞くので、もしよかったら大々的にやっていただければというお願いを最後に。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 秦の協議会ですね、そちらのほうに大変お世話になっておりまして、埋蔵文化財学習の館の平井館長もその中の役員として携わっておりますし、今度再来週ですか、開かれます総会の講演会にも平井が講演をするようになっております。また、近年で言いますと、官公庁の補助事業、おととしの事業でしたか、ARを活用したSOJAぐるぐる古墳部、そちらのほうも一般的な古墳だけじゃなく、秦の一丁ぐろ古墳を取り上げまして、そちらのほうをARで回るといようなことで一緒に盛り上げていかせていただいたような形でございますので。それからまた、これもおととしでしたか総社観光大学でも板野会長を講師にお呼びいただきまして、地域力ということでそちらでも教鞭を振っていただきました。ですので、市としてもまだ協力が足りないと言われるかもしれませんが、なるべく精力的に活動をされております秦歴史遺産保存協議会と伴走して地域を盛り上げていけたらと考えております。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 以上をもちまして、本日の調査事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時57分